

業務委託契約における再委託の運用基準

1 基本的な考え方

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであるため、「業務委託契約」により委託した業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものである。

また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要がある。

これらのことを踏まえ、本市の標準契約書には、「業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。」と規定している。

2 再委託の承諾手続

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとする。審査にあたっては、契約の相手方より、再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額等、審査に必要となる事項を記載した書面を提出させるものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承諾を行うものとする。

〔審査事項〕

- ア 再委託される業務が委託業務の全部又は主たる部分でないこと
- イ 再委託を行う合理的理由
- ウ 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力
- エ 再委託の相手方が、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者でないこと
- オ その他必要と認められる事項

※「主たる部分」については、事業担当課が各業務の内容等により判断する。一般的には、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定、技術的判断等は、「主たる部分」に該当すると考えられる。

〔参考様式〕

再委託承諾申請書（例）・・・・・・別紙1

再委託承諾書（例）・・・・・・別紙2

※申請書のみでは再委託の相手方の履行能力に疑義があるときは、事業担当課が必要と考える資料を提出させる。

なお、特命随意契約を締結したものについて承諾を行う場合には、特命随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

3 履行体制の把握及び報告徴収

- (1) 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 承諾を得て再委託先となった者がさらに第三者に委託（再々委託）しようとするときは、上記2の「再委託」を「再々委託」と読み替えて適用し、同じ審査を行うこと。特に再々委託が必要な合理的理由については、十分な精査を行うこと。

4 本市の承諾を要しない軽微な業務

上記2の定めにかかわらず、事業担当課は、本市の承諾を要しない軽微な業務を仕様書に明記することができるものとする。

【仕様書への記載例】

○ 軽微な業務の再委託について

コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務の再委託に当たっては、契約書に規定する「発注者の承諾」は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

なお、上記例示業務以外の業務については、発注者の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に発注者に確認すること。

また、発注者が必要と認める場合には、再委託の相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、報告すること。